参考様式第5－1号

8 農 水 第 661 号
令和8年10月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長　上村　一郎

市町村名 （市町村コード）	東かがわ市 （37207）
地域名 （地域内農業集落名）	三本松・中筋・川東・横内・西村 （西町、松の下、大東、大町、大井戸、島の内、中筋上、中筋中、中筋下、杖の端、原間上、原間下、小僧、住屋、十尺、横内東地、横内上、横内下、西村下、西村中1、西村中2、与田市、西村中3、西村上1、西村上2、西村上3）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月20日 （第13回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

三本松・中筋・川東・横内・西村地区では、比較的市街地に面した農地が多く、作業時間に制約がある場合がある。担い手への集積は他の地区に比べて進んでいる。現状では農地の管理ができており、荒廃した農地は少ない。農地の賃料の認識に所有者と耕作者でずれがあり、耕作が難しくなってきているという課題がある。
また、農道が狭い地区があり、一つ一つの農地が小さい。畦畔が多く、管理が出来ないため、借り手がつかないという課題もある。

（2） 地域における農業の将来の在り方

地域の非農家の理解を得つつ、大型化する農機具を利用して効率的な耕作ができるような環境作りを行う。
また、遊休地を増やさないように、新たな担い手の確保も推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	217.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217.1 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地については、農業上の利用が行われることを基本としつつ、住宅に囲まれた狭小な農地等については、保全管理を目指す。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集団化した農地が多いため、担い手への集積・集約化によって、効率的かつ総合的な利用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(1)の方針のために、農地中間管理機構を活用して、マッチングを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
中筋上、杖の端、原間上、横内下、西村下、西村中2、西村上1、西村上2、西村上3地区で実施済み、実施予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者等の相談者がいた場合には、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関と連携し、安定した経営までのサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
人員不足などの場合には、活用を検討する。
(6)遊休農地の解消に向けた取組方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩座談会での協議の結果、中筋・西村地区では、公表用の地域計画目標地図とは別に、農地中間管理機構による斡旋の参考資料用の地図も作成した。